

諮問番号：平成30年度諮問第17号

答申番号：平成30年度答申第16号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 他人名義からの入金、処分庁に申告していたから、返還義務はない。

(2) 請求人の父からの入金は、子供へのお年玉として一時的に預かったものであるから、返還義務はない。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、請求人の未申告収入に対して、生活保護法（以下「法」という。）第63条により支給済みの保護費の返還を求めたものであるから、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産をその最低限度の生活の維持のために活用することが求められるのであり、本件の未申告収入は請求人の口座に入金された金銭であるから、請求人の収入ではないと認められる特段の事情がない限り、請求人の収入と認めるのが相当である。請求人がこれらの金銭を収入申告しなかったこと及び請求人がこれらの金銭を自らの収入ではない旨の客観的な証明を行わなかったことを要因として保護費に過支給が生じたのであるから、請求人には返還義務があり、原処分に違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、他人名義からの入金は処分庁に申告していたこと及び請求人の父からの入金は子供へのお年玉として一時的に預かったものであることから、返還義務はなく、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解されるが、請求人が処分庁に他人名義からの入金について申告を行った証拠及び請求人の父からの入金が子供へのお年玉であったと判断できる証拠は認められず、前記1のとおり、原処分は法令等の規定に従って適正に行われたものであるから、請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄

却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年8月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月8日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

また、保護の実施に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、保護に当たっては、他からの仕送り、贈与等による収入については、社会通念上収入として認定することを適当としないものを除き、全て認定することとされ、認定された収入は法第63条の規定により返還の対象になり得るとされている。

そこで本件についてみると、平成27年12月から平成29年9月までの保護受給期間中に、請求人の父から3万円及び他の複数の者から計24万8,536円が請求人名義の銀行口座に振り込まれているにもかかわらず、請求人はこれらの入金について処分庁に収入申告をしておらず、これらの入金が請求人の収入でないと判断できる証拠も提出していない。この点、請求人は他人名義からの入金を処分庁に申告していたと主張するが、それは請求人が平成29年10月28日の保護の申請時に口座の通帳の写しを提出したに過ぎないのであり、請求人が前記の保護受給期間中に法第61条の規定によりこれらの収入を申告したと認めるに足りる証拠はない。さらに、請求人は自らの父からの入金は子供へのお年玉として一時的に預かったものであると主張するが、これが認められる客観的な証拠はない。よって、請求人の主張は、いずれも採用することができない。

そうすると、前記の合計27万8,536円の入金は請求人の収入であると言わざるを得ず、また、請求人が未申告収入の内容を客観的に明らかにしない以上、法第63条に基づく返還に当たって返還額から控除すべき金銭があると認める特段の事情があるということもできないから、原処分は、法令等に基づき適正に行われたものであるというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のと

おり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美